

高 後期高齢者医療制度の給付制度

☎国保年金課後期高齢者医療係 (☎5722-9838、FAX5722-9339)

後期高齢者医療制度は、75歳以上のかた(65~74歳で障害認定を受けたかたを含む)が加入する医療制度です。医療費の一部負担金(1割または3割)の支払いで診療を受けられるほか、次のような給付制度があります(いずれも申請が必要)。

高額介護合算療養費

後期高齢者医療制度と介護保険制度で、1年間(2年8月~3年7月)に支払った世帯合計額が限度額(表1)を超えた場合、差額を支給します。対象者には3月中旬に申請書をお送りします。

表1 限度額

所得区分(別表★)	後期高齢者医療と介護保険の世帯合計額	
現役並み所得	Ⅲ	212万円
	Ⅱ	141万円
	Ⅰ	67万円
一般	56万円	
住民税非課税ほか	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

※高額療養費、高額介護サービス費支給後の金額が対象
 ※世帯の総支給額が500円以下の場合には支給なし
 ※後期高齢者医療制度または介護保険制度の自己負担額が0円の場合は対象外
 ※計算基準日時点(3年7/31)で、他の医療保険制度加入者とは合算しない

療養費

次の場合、支払った医療費のうち一部負担金を除いた額を支給します。

- やむを得ず、被保険者証を提示せずに受診
- 医師が必要と認めたコルセットなどの補装具費、はり・きゅう・あんま・マッサージの施術、骨折・捻挫などで受けた柔道整復師の施術
- 海外で受けた治療(治療目的で渡航した場合は対象外)

移送費

医師の指示により緊急的な必要性があつて移送された場合に、やむを得ないと保険者が認めた場合に限り、移送費を支給します(転院・退院時、検査目的、タクシー利用、自宅からの移送などは対象外)。

★所得区分

所得区分	判定基準	負担割合	
現役並み所得	Ⅲ	世帯の被保険者のうち住民税課税所得が最も高いかたの課税所得が690万円以上	3割
	Ⅱ	380万円以上690万円未満	
	Ⅰ	145万円以上380万円未満	
一般	145万円未満	1割	
住民税非課税ほか	区分Ⅱ		区分Ⅰに該当しない
	区分Ⅰ	全員の年金収入が80万円以下で、その他の所得(給与所得の場合は、所得から10万円を引いた金額)が0円	

葬祭費

後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなった場合、葬儀を行ったかた(喪主)に7万円を支給します。申請期間は、葬儀(告別式)の翌日から2年以内です。

高額療養費の支給

1か月ごとの自己負担額が限度額(表2)を超えた場合、差額を高額療養費として支給します。対象者には、診療月から約4か月後に申請書をお送りします。一度申請すると振込口座が登録されるため、次回以降は申請不要です。

表2 限度額

所得区分(別表★)	1か月の自己負担限度額		
	外来(個人ごと)	入院と外来の合計額(世帯ごと)	
現役並み所得	Ⅲ	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1% (140,100円)	
	Ⅱ	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1% (93,000円)	
	Ⅰ	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% (44,400円)	
一般	18,000円(*144,000円)	57,600円 (44,400円)	
住民税非課税ほか	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※く)内は、過去1年間に高額療養費の支給が3回あった場合、4回目以降から適用になる限度額
 *外来診療における、1年間(2年8月~3年7月)の限度額

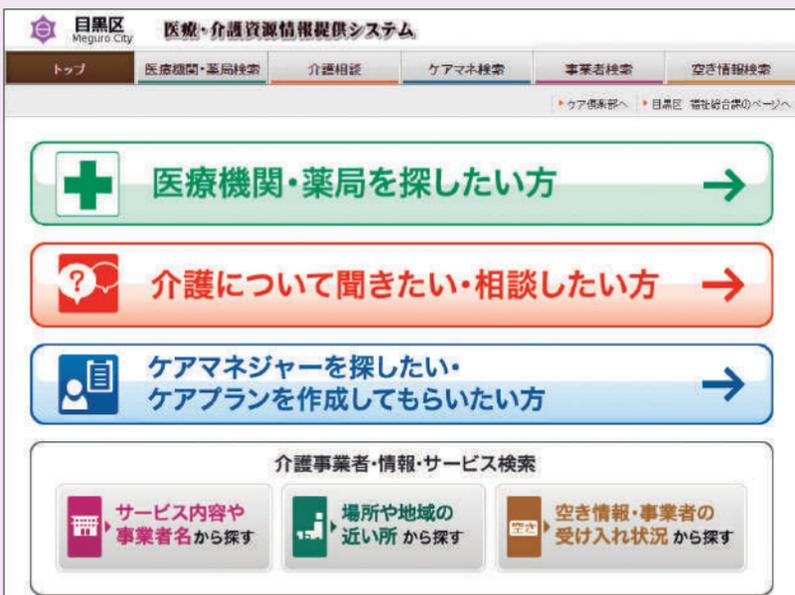
医療・介護資源情報提供システム

探せる 見つける 相談できる

☎福祉総合課地域ケア推進係 (☎5722-8713、FAX5722-9062)

区内の医療機関や介護事業者等(※)の情報を、パソコンやスマートフォンなどで閲覧・検索ができます。区庁(コード①)から利用できます。ご活用ください。

※同意のあった医療機関・事業者などを掲載



▲医療・介護資源情報提供システムのホームページ画面

できること

- 住所や郵便番号から医療機関を検索
- 介護サービスの空き情報の閲覧や介護サービスの種類や内容から介護事業者を検索
- 事業者の介護サービスの空き情報を閲覧
- 事業者向けのサイトもあり、介護や福祉の最新情報を掲載

中小企業・商店を経営するかた・働くかたへ



充実した福利厚生で働き方改革をサポートします

☎目黒区勤労者サービスセンター (☎3715-4135、FAX3713-9901)

目黒区勤労者サービスセンター会員になると、旅行の補助や各種給付金の支給、娯楽施設・ホテルの割引など充実した福利厚生(下表)を、低コストで利用できます。

中小企業や商店などが単独で福利厚生制度を整備することが困難な場合や、新たな人材の確保・定着や社員の活力向上に、ぜひご利用ください。申し込み方法など詳細は、同センター庁(コード②)をご覧ください。

- ☑区内の中小企業・商店で働く事業主・従業員、区外の中小企業・商店で働く区内在住者

¥入会金200円・会費月額400円(3月分まで無料キャンペーン中。3/15まで)

事業	内容
健康維持・増進	法定定期健康診断助成、人間ドック補助、日帰り温泉施設補助、都内公衆浴場共通入浴券補助ほか
自己啓発・文化	学習講座の受講料補助、勤労者美術展補助ほか
余暇活動	クオカード・図書カードの割引販売、ゴルフ練習場・ボウリング場・遊園施設・指定宿泊施設・船宿・市販のバスツアーの補助、コンサート・観劇・美術展チケットのあっせん、指定店割引ほか
給付金	金婚・銀婚祝い金、成人祝い金、結婚祝い金、出産祝い金、小・中学校入学祝い金、入院見舞金、死亡弔慰金ほか
生活安定・財産形成	中小企業退職金制度、ローンの紹介ほか
その他	レストラン食事券・産地直送品のあっせんほか